

○国立大学法人浜松医科大学研究データ等の保存期間に関する細則

(平成 27 年 4 月 21 日細則第 19 号)

改正 平成 30 年 11 月 28 日細則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学研究公正規程(平成 26 年規程第 21 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、実験・観察ノート又は生データ等(以下「研究データ等」という。)の保存期間を定めるものとする。

(保存期間)

第 2 条 論文等の形で発表された研究成果の元となった次の各号に掲げるものの保存期間は、当該論文等の発表から起算して、原則、当該各号に定めるとおりとする。ただし、研究データ等の保存に際し、保存が不可能ないしは著しく困難である場合又は保存のための費用や保存場所が膨大になるなど、社会通念上、止むを得ない理由がある場合は、この限りではないものとする。

(1) 研究データ等 10 年間

(2) 試料及び標本などの有体物 5 年間

2 前項の規定にかかわらず、研究データ等の取扱いに特段の規程等がある場合は、その規程等に従うものとする。

(雑則)

第 3 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 28 日細則第 31 号)

この細則は、平成 30 年 11 月 28 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。